

平成29年5月9日
福井県農林水産部水産課

遊漁船業者・遊漁者の皆様へ

いか釣り漁場における安全確保について

この度、福井県いか釣漁業協議会より、いか釣りの操業海域において、遊漁船業が接近して営業を行っている状態が頻繁にみられることから、別添のとおり要請がありました。

遊漁船業を営む皆様には、日頃から法令の遵守はもとより、利用者の安全確保に努めていただいているところですが、改めて、安全確保に努めていただきますよう、よろしくお願いします。



29 福いか発第 20 号

平成 29 年 5 月 2 日

福井県農林水産部水産課

課長 鈴木聖子様

福井県いか釣漁業協議会

会長 小林利幸



いか釣り漁船の操業海域における遊漁船業の営業自粛について

日頃より、当協会の運営にご指導賜り厚く御礼申し上げます。

今般、当会員が操業する海域において、遊漁船業が接近して営業を行っている状態が頻繁にみられ、操業に支障が出ていることから、別添のとおり関係漁協等に依頼をいたしました。

つきましては、関係者への御周知ならびに御指導をよろしくお願いします。

29 福いか発第 20 号

平成 29 年 5 月 2 日

沿海漁業協同組合 様

福井県漁業協同組合連合会 様

福井県いか釣漁業協議会

会長 小林 利幸

いか釣り漁船の操業海域における遊漁船業の営業自粛について（お願い）

今般、当会員が操業する海域において、遊漁船業が接近して営業を行っている状態が頻繁にみられ、操業に支障が出ております。

現在、適正な操業と操業安全の観点から、いか釣り漁業者間では 1.5 マイルの範囲を保った操業を実施しております。

つきましては、遊漁船業者においても御理解を賜り、漁船から 1.5 マイルの距離を保った営業を行っていただきますよう、御周知ならびに御指導をよろしくお願いします。